類聚名物考 一

聲音

和書門 類 一八六〇二 號 八〇 函 二一 架 一五五 冊

内閣文庫 和書 類 一八六〇二 號 一五五 冊 二〇九 函 一 架

内閣文庫
番號 和 18602
冊數 149(104)
函號 209 104

九十三番

大やまとの國は古へより神代よりはしまりてその神つくりしところなり
天照大神の御子よりかみよ七代の御すゑ天の下しろしめす十代と
しろしめしてより人のよの御代につたへて天下治め
社をたて又下部の新田の者ともすゑ／＼まてされはこそ文字
しるし伝へ物語書とめて衣の有様ふみを作り
名をしるしつたへてえらひ出まゐらせてよみ始めり

内閣文庫
日本政府圖書
淺草文庫

○陶九成書史會要　帝師巴思八采梵文創為國字字四
十三而有五字連續通阿伊宇衣乎文
○事林廣記にみへし音韻の傳し片假名に似るもの也
○西域記　詳其文字梵天所製原始垂則四十七音遇物合
成隨事轉用
○今のいろは四十七言をもて字音の中に伊呂波の三音をあて
[illegible]のそきてかなをもて作りのいろはとはあかくもあり
[illegible]日本字をきし其形をつくりしものなり　梁の周
興嗣か千字文乃日本字をきるなり

式書
○五十韻之國音義本源
悪命續家織　蠶君耕刪子　榮君進攻勿
田圓臣照倫　名饒盜煉法　留人宜欲
寺道鞍女元　親命豊家善　顕理主戒心
私位績撰男
黄備公以神言音韻感會通而天平勝寶年中於
大和之都而作片假名五十字俗号伊呂波假名此
本朝仮名之始也
○今案ずるに舊事本紀及成俗の[illegible]
音を訓字を用ての[illegible]

かつらは同じ字なるを 音あまたある 同字多
くあるは 字音あまたあるの通しあるくは文
本邦字彙韻鏡等以字音書を叶はず音韻を考へ
無きよりて その根元を以 呉音を出して 皆横竪の音
よりされども かくして 漢音の如きを みなおもしろく
ちやうらんと いふなるを すゝめまし
古書一つあり

五十韻の十段通韻の ことの如き ハしかまゝに 毛詩楚
辞漢人の賦頌或ハ史漢の叙傳すら 楊雄の太玄經匡
貢の易林等の如きハ 音韻の通韻にして協音を用ひ
その協音ハ今の俗にいふ所の通韻なる事 通じ 明の
楊升庵協韻を論するに 詳しくその説云至宋呉才老深
究其本源作韻補一書 程可久又為之説曰才老之説雖
多不過四声互用 切響通用而已 朱子又因可久而析其
説云明乎此古音雖不盡見而可以類推 愚謂可以互
用通用之説 通之類推之設 可疑也 凡音皆有四声比者有
切響音加皆可用也 皆可互則為字為音不勝其煩矣 原
古人轉注之法 義可通則理可通則通 未必皆五声皆通
也とし 下略 この論ありしなり

一又業の易の家の名語など中に見えたる叶音亦毛詩呉
才の字音なり詩の十五国は音読なりしかりしかれども叶音は
呉音の字音なり又楚国は相去十里の外なりしなれども
協音すは詩字用ゐ漢人の紙類史記の鈔語なるは楊雄
か大玄経焦貢か易林にも皆漢用ゐたりしは言語の
通用せし字音の万葉集あるも凡東都なる言語の風俗
神楽催馬楽の如き言語呉音なるは字音は辞の由
云ふなりけりといふを見るべし

男歌　女歌

万葉集以前の事は知れなしとも濃かりし事は難波より飛鳥までに
とくに男歌を明らかにしたる男歌といふは何が其たるに
まやらし古今の時の字也いつさも今よりおしいやおら下
歌ぢこそ女歌といふて以下さて後とて以上にして余りにも出るに有
なりて酒宴から入の業文なのもあらそれはこれらにも
さきの調さくともさこそもいそべ節用調子なりて男歌を見
るなり後よりこそすの旅にさけよ如いふありて此しも古意に味有の上
輪にたせるにつきし先生も一段難ずるにさ言とも

仮名をいへる

荒川氏のみなもと平先生歌をあつむるとて源字
かすめ出須とみの記しれなくば抄権がいはかならず
そうかて若のこゝれいやをこうして例の歌いをいはば
別なる仮名のでまゐの名著なるべしいうべきとアニベイと訓し
やまとうをやミンタリしいかなきの歌し

仮名考

かなづかひ

○服部小石浜島に和語静斎先生曰かなつかひは漢字
の音自己のみ書をもしくはかれぬ伝は後人の説として出
ここ或は定家卿の定めなりといふ又は日本紀などにふくまれて出
ある仮名はしむ萬葉集などの和書に用ひ語つまり
くるみ　服部　伊比那日本紀
かなのめくるれはいひ文字を經かなうつして其非をあらはしてつかはしむ

送仮名　おくりがな　そへがな

今いふ仮名ふみを学問の始にはおくりかなといふ
なるへし送仮名の字をおほくおくるなれはおくりかなといふ
三言の訓にいふ字の下にそへたるをもおくれはそへかなといふ
読やうこれ古への假名字上にかく訓讀の[illegible]
されはなほ二言の字訓もこのすてかなといふ事[illegible]
たとへは讀を〇よみ二言も一言もいふ白帛と二言によみせんが
為[illegible]よりきまりて四言よ[illegible]
ことにかなかなひがて或はうた[illegible]詩の[illegible]この仮名を[illegible]
しるにかゝ二言をよむ[illegible]も其事この[illegible]
のゆゑも明月記に貞観元年十月十六の記録[illegible]
のこるみ一条の[illegible]

梵声八音

〇無量寿経下　梵声猶雷震八音暢妙響〇科注八音等者
礼讃記云影云梵音者如彼梵摩喩経中説一最好声其声
哀妙二易了声言辞辨了三調和声大小得中四柔軟声其声
柔軟五不誤声言無錯失六不女声其声雄朗七尊慧声
言有威粛如世尊重有慧人声八深遠声其声深遠猶雷
電

音便

○万物本末要訣ニ道の一ごんと云何の字にて一唯をきこえとゝ云こんと
よむ事ハ文字ノ韻をもいこんニこんをいふその云ハ釣ちるハ釣ハつる
二つ二つを云也是もつてやこんと云は濁よむ文組の字古織友
ましこんなりしも絹様と云ふべくことゝもいふ是のすも濁れこと云
へきを上をも○てよめいの濁音を下濁しれんせいで仁壽殿を
きでうでんと云達智門をたちもんと云是も濁子音并ちもの
然も章濁し和言濁音ちりの上字濁ての以下ちるるを
打ちの下字由ちるめるちりこれをとりて濁れる

○言便

かうじ 勘事 勘当之
たいとこ 大穏
おんめうじ 陰陽師
らに 蘭
せうい 清和院
さうとう 宿禮
こうさうの 小安殿
えうし 帳房
そうせう 撰撰
れせい 冷泉
さんそう 成不濁

かうぶぬ事
せうとこれけし 賀陽親王
かうさく 覚智
こえぎ 延喜
せがわね 清和井
かう 穀
おやうの大安殿
ちうのちうじ 濁四殿
こうらう 濁
れんせい 冷泉
さんかう 散 濁不可

こうぶじ 困
せん 濁
せい 堺
いづね 安井
むさい 要
しぞで 仁壽殿
さうぶ 紫宸殿
びのかう 至ゆ
あかうね 安井
さやうえ 神泉苑
さうつき 濁續

はんで さうくのし
むさう 蒙 むし 恵
かんざし 綺
さきれ 虎切
きんざし 虎狩
かんやしい 邪逐
ひんさうゆし 乙魂言
からのとめ 玄後
かんつけ 上扉
おじんところ 朝不
まかひの 直原氏
かじら 微撥

やうき 玉堂
ひえふ 玉宇
いろふ
いきれし 公家
かしや 練屋
かんてうき 神主
かうし 神事
かんのこ 楊後
かうづゆ 上扉
まんところ 政所
まやし 直衣
かぢう 鬘刑

むし 無色
ゆとうふ 濃
あげつらふ 論
きんざや 虎鞘
かやうし 御形祭
かなとひ 神楽
かうくし 神供
かんのかいし 尚侍
かうう 上﨟
うかい 道合
かんか 葛
かりなこ 神並 神蘭

かうがい 井笄
ついな 追儺
やさかさん 虎蘋荊
けちぐさ 絵所
みげわさん 普賢菩薩
さうれ 雑徳
あけらぎ 脇備
ちうせ 仏世
ちじ 孔子
ろえふうち 孔謙遠
ろうぐん 皇佩
かんぜ 公文所

たいめ 蕃台
なやふ 儺逐
さうめい
おきう 菩薩
びづろ 賓頭盧
さうも 宗一
えのけうぎ 後ぞも
おそうひ 七言博士
そのかれ 孔子伝讃
わくそいめ 陰陽明
ちえのき 花
くらど 蔵人

かいめ 名僧
そうやう 言葉
こいめ 分月
くしせか 観世音
めんぜ 文殊
ろんし 納言
げうざ 行基
くれじ 孔業 岳宗讃
てんぐ 鄙言
くんど 蔵人

いんざい 非義人
ざうし 曹司
さいのみや 后[illegible]
れいじん 伶人
さうそこ 清[illegible]
さうのふえ 笙笛
ちんざうふ 枕[illegible]
さかもり [illegible]
こんどん 胡飲酒
まかでおんせい 退出音声
せざし 歎障

さくそう [illegible]
さうし 曹司[illegible]
きさいぎ 后[illegible]
さうじと 正[illegible]
さうえう 逍遥
さうのこと 箏 秦琴
ごやうらく 五常楽
まさいらく 万歳楽
ぎうせいらく 抜頭楽
まんざいせんしう 万歳千秋
ざうし 麾塵

さうじ 御事
こうり 国[illegible]
きさいまち 后町
せうじ 少弁
さうぶ 菖蒲
さうと 証[illegible]
くわうせい 皇[illegible]
えがく 雅[illegible]
ろんぎ 論議
いう 五十ヶ[illegible]

さうじ 精進
かや [illegible]
ださいのそち 太宰帥
つ [illegible]
たつえつ [illegible]
とうすいし 女[illegible]
いうそ 有職
をうのちう 茶[illegible]
うりうき 舟[illegible]
ようせずく 性[illegible]
めうしう 蒿[illegible]
うざう 茂

せどうよ 精[illegible]
かやのね [illegible]
いるらめ 下[illegible]
き [illegible]
さえ 女
ちせいは 芭蕉
あうそし [illegible]
うつせい 婦服
みこゑ [illegible]
けいめい 女[illegible]
きつみ 飾[illegible]
うぎしき 荘[illegible]

こゑ 昆陽
きわ 師
いかき 足[illegible]
たちめ [illegible]
をうな 女
てふ 蝶
ぶづし 太[illegible]
げんく 現[illegible]
けしき [illegible]
きかう 八幡
いづし [illegible]

○

てしがはら　勅使河原
いちのへ　一戸
へばつこ　[illegible]戸
いのさき　[illegible]
ろくろ　轆轤
ちりつこ　[illegible]子
ちゃこそ　[illegible]木
ちゃくもと　[illegible]
ちんから　[illegible]
ちゃうし　無仏[illegible]
ちゃけづき　[illegible]
とし　[illegible]

ちゃらし　[illegible]
ちゃく　二戸
へうし　[illegible]
いのこと　[illegible]
ろくさし　[illegible]
ちゃうし　祝
ちゃきし　[illegible]
ちゃうふし　[illegible]
ちゃうし　[illegible]
ろくだ　[illegible]
ちゃのし　[illegible]
ちだ　[illegible]

わごう　[illegible]
へうい　[illegible]
いつぐ　[illegible]
いちだ　[illegible]
ろくさし　[illegible]
はらこの　[illegible]
ちゃう　[illegible]
ちゃか　[illegible]
ちゃや　般若
ちゃけくり　[illegible]
とまち　[illegible]
ちゃうし　[illegible]

ちがこと　誓言
ちりぢり　[illegible]
ちゃが　[illegible]
ちちの　[illegible]
[illegible]　龍[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
さいへ　[illegible]
[illegible]　雉
[illegible]　麹
[illegible]　[illegible]
[illegible]　甲[illegible]
かしら　甲[illegible]

ちゃうし　[illegible]
ちゃうへ　[illegible]
[illegible]　律[illegible]
[illegible]　律師
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
かしら　[illegible]
かへる　[illegible]
[illegible]　八[illegible]

ちゃのうし　[illegible]
ちゃうへ　[illegible]
[illegible]　律令
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
ちゃうな　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
かつ　[illegible]
かしら　[illegible]
かり　甲賀
[illegible]　[illegible]

くらい
ようじん 用心
たんのや 田其穂 浅輪
ちやうもん 聴聞
乙ざく 定製
まうごん 妄言
らざしも 陀羅尼
らんさたい 蘭奢待
むらい 無礼
うつし 写
うるび 面火

よんべ 昨夜
ようべ 明干夕夜
たいく 諸方
つきし
ねじろ 根城
すきし 酒盃
あやめ 菖蒲
らがし 乱雑
らくて 騾
むらいこ 無礼講
うるよ 凡田
うるびをとめ

よかう 慇懃
たかれ 倒覚
つだ 通達
ねさし 姉
すきのさし 納殺君
らえく 乱声
らんさ 蘭麝
らえ 忠言
むけ
うるよ 京和布
うずめ 胡椒

うみ 海女
かんな 姫
おきな 翁
くはそ 退妻
くまて 巻枚
くもん 公文
くさ 茱藜
くろんはつせん 崑崙八仙
くでん 切田
やまひ 瘧病
やげん 薬研
まうと 道人 客人

かもや 仰
かんな 姫
くるまやり ○ くるま
くちなし 姑摩
くさし 草履 くどいもの
くめき 般
くろ不 崑崙奴
くさうし 難状
やまかぜ 病人
やうしん 薬選
まうと 婦人 客人

からぶ 叫
かうべ 頭 喫
くづつく 切付
くじら 鯨 鯨軍
くし 櫛
くてし 公行
くぼて 九年毛
くもし 圏柄
くもし 切深
くづ 弘通
やまのまう 病蒙
まうと 真人
まうと 婦人

まつ 僕 今生角様也
まつけ 設侯
けうがる 怪異 奇異
けうまん 驕慢
けさん 見参
げざう 歟章
けうらう 歟巻
けみやうじ 常平子
けいさう 警策 景迹
ふでるま 書車
ぶもん 衆中

まつや 関所
まぎせんせ 方寸 秋
けいさん
けうこう 在胥
げざし 見参
けう 希有
げもん 解文
けいめん 謹命
げでん ケ傳 鄭隠
かつえ 文政
ごのかし 喜悦
ふや 文靈

ましのねる 栄入 参上
けいこく 金沸
けいさん 年
てこち 古箸
けさう 係想
けいさめ 異悖
げめ 解由
けいひち 警策
けうさく 別文作
ふでとし 文書
ぶんこ 考據
かこ 文庫

ふさう 裁判
こうふ 申付
こき 玉忌
こてふ 拝東
こうはち 懈怠
こうじきうら 円
こまかなり 勝策
こんろのかど 陽所
こうりん 古文
こだふ 返事
こうじ 困
えかのし 烟湯

ふきりめ 精難術
こうのの 書状
かうそ 劫劫
こう 劫 考案
こうもうし 業果
こえく 金口金銀
こうらう 江師
こうら 甲夜
こえよ 未世界楊
こうふ 藩年
ほんまう 怨
えかい 営貝

こうすひ 書状
ごがじ 金剛子
こまいど 三虎人
あうし 庚申
こんしい 軒廊
こえ 退来
ごえふ 九葉松
えせし 留年
ごじ 後時守時
えふ 蝸厚
ほうかく 営拙

えこ　依怙
えふく　依福
えもん　衣文
てうづ　焼元
てうし　銚子　洗硯
ゐなかさうざうし　逝路未婚
ゐなかし　田舎
ゐなかのさと　ゐ武里
ゐこ　囲碁　ゐでうの略云
さうづ　僧都
さめい
さくも　作文

ゑめう　栄耀
えてのさいく　役者
ゑのまなこ　安堵
てるね　自作
でんき　伝記
ゐかばし　扇
ゐせい　威勢
ゐすい　業内
ありのみ　二條
△
ゑのころ　狗子
さうぶ　菖蒲
さうが　唱歌

えんち　役之
えんぶし　怨
てんとうむし　蝶
てんもの　自作
でかつら　定額
ゐかく　追掌
ゐかにほふ　追去
あがき　足掻
あしなか　足半
さかつき　盃酒
さく　筍
さうが　生姜

きさく　九五
さつま　杣
ゆふぐれ　優長
ゆうけん　坦典
ゆづりは　譲葉
めがね　名綱
のれん　暖簾　名例律
さかやき　進退
なかまいり　清衣
いさかひ　毘沙門
ばんた　毘沙門堂
ばけもの　羅漢
便

△
くずもの　九寸段
きじもの
ゆきさ　徹底
ゆうつ
めぐみ
めつよ　名誉
えとく　得意
なかまち　漁村
いきかた
びんげ　標榜
びゃくえ

きんち　池
せし
ゆきする
ゆかいか　之
めがね　名番
めいかく　西月
こうぶ　云世
えんがう　庵在
ちとう
ひと　和尚
びつる　頭額
髪

いつゝし 警稲
めんざく 河脂
めぐる 海出
せとしで 宣曜後
またまじ
すかつまのまし 加開
さとのよ 出門

いつし 無涜
こえづる 鳴出
まいとく 泉水
せざし 軟障
またまび 於撲
すつぐん 遠怕
まいござき 遠善海

こおふ 娼嫋
とんど 亨為
せずくさしに 不和動
すどま 御債
まいぎしく 不開
まつまの 遠仮
反

十六字秘決

神宮家の傳ふ十六字の秘決といふ南のこゝも傳せず也
いつきしもの也行の備有べし

アメ　ツチ　リニ　ツチ　メ　ヲ　ギ　ミ

ノチ　サキ

又云御本有外十六字行り

アヤワ　カヾ　サヾ　タヾ　ナヲ　ハヾ　タパ

和訓法決

一 自語

二 轉語 ○讀讀法於大成

三 累合語

四 借語

五 [illegible]語

六反語　七子語　八音語

一自語とハ　天あめ　地つち　男を　女め

二那語とハ上を略し下を略して思ひてよむなり

三界語とハ[illegible]をかへし[illegible]閑を[illegible]

四借語とハ[illegible]借て[illegible]を借し[illegible]

五義語とハ氣を[illegible]を從[illegible]

六反語とハ撥擲を[illegible]易所を[illegible]

七子語とハ

八音語とハ抵捍を[illegible]音語とハ

反音[illegible]なり

二重反

二重反とハ一音を再反して一言とよむを云[illegible]

流[illegible]三折一律法と云[illegible]

一[illegible]寸加反[illegible]文字の一言

とよみかへし[illegible]

〇三折一律之法假令封帛博旁切也封帛字加賓邊助叙之

二字而為博賓邊旁合成四韻則二折先博賓切賓

一折也賓邊切邊二折也邊封帛切封帛三折也博旁俱

属帮母故也如此總帰一律也

唐音

或人云今韻鏡并又ハ三重韻等の書に唐音とて付たるハ皆宋朝の音也とかやさもあるべきか今世の音ハ慶長以後渡来の僧より出来りしものにてその法ハかはれり宋朝の音の事かりし以前よりその音を用ひて伝りきたるその以前の博士家の音ハまさしく唐の音なるべしこれ是又いふ人多く侍し猶可考也

仮字反韻

竪五十音横百韻　又字上下毋字横、横帰本字竪

留末　横相同竪相通　軽重清濁依上字、

平上去入依下毋字、

俗語切卻字　かへし字　合字

○愈文豹唾玉集、勃籠蓬字、勃蘭盤字、突落鈌字、窟陀窠字、黶頼壞字、骨露銅字、屈攣圈字、鶻盧蒲字、突郎唐字、突欒團字、吃落角字、只零精字、不丁匠字、

郎釋典所用合字、

案に本邦の音韻に合字あり悉曇の字を合せて合字といふものにひとし

反語

○米景文筆記　孫炎作反切語本出於俚俗常言尚數百種故謂就為鯽溜凡人不恵者、而曰不鯽溜

里俗偽字

○宋景文筆記、後魏北斉時、里俗作偽字最多、如巧言為辯、文子為学之比、隋有柳䛒傳、又巧言之訛、以孔易巧、矣而見佛書以言辯字多作䛒、世人不復辯結、

切韻

○夢渓筆談　切韻之学、本出于西域、漢人訓字、止曰読如某字、未用反切、然古語已有二声合為一字者、如不可為叵、何不為盍、如是為爾、而已為耳、之乎為諸之類、似西域二合之音、蓋切字之原也、如輭字、文従而大、亦切音也、殆与声俱生、莫知従来云云　大都自沈約為四声、音韻愈密、然梵季則有峯竺之異、南渡之後、又雑以呉音、故音韻龐駁、師法多門、至於所分五音、法亦不一、如楽家所用則随律命之、本無定音、常以濁者為宮、稍清為商、最清為角、清濁不常為徴羽、切韻家則定以唇歯牙舌喉為宮商角徴羽、其間又有半徴半商者、如来日二字是也、皆不論清濁、五行家則以韻類清濁参配、今五姓是也、梵学則喉牙歯舌唇之外、又有折攝二声、折声自臍輪起、至唇上

發如斜字[沙金反]之類是也、拙字[皇音]如散字[皇中發之耳]是
也字母則有四十二、曰何多波左那囉䩭婆茶沙䅍哆也
瑟吒[合]迦娑麼伽佗社鎖呼施[前一施輕呼 此一施重呼]奢佉叉[合二]
攘曷攞多[合二]婆[上声]車婆麼[合二]訶婆縒伽[上声]吒拏
娑頗[合二]娑迦[合二]也娑[合二]室左[合二]佗陀為法不同各有
理致雖先王所不言然不害有此理歷也沒久字者日
深自造微耳、

反切

○通雅 漢末孫炎作雅音義始為反切、魏通釋書此法火

行音韵通別

儒生音韻家の人々もまれに云皇朝の音韻呉唐音を云はず
こ西土の音を叶かなと漢呉を混ず西土の音もまさしき字あれ
て奈良に移接れり韻鏡を弘るといふ之今々の雜韻の音
未交りさえの韻書れる也云ふかしも猶之なし元の陶宗儀ゆゑ
の輟耕録巻四 廣韻秋の条に云廿一句每韻として猶て併ち
あらしもて云てその条に云今中州之韻入声似平声、又可作去
声所以司衡等皆东道宜相近しいふ是其の時音韻
の乱れし淸濁雑々を知べし

またも漢言梵語とは似ても似つかぬ多く語は近きにさかし
らずしてすべて人の舌をまなば梵語は京和語に近しとて梵をまなら
ふるも梵語のみをいひもていつも黒谷は諸語のものも
おほきさなりこれより持ちて黒を唱し其の深きは同じかるべく
きわめがたし然るに薩摩国の人の内にも陸奥国の人の
のいはれ人の辞のあるいは判じがたし何里一しる文字
異なるゆゑに梵書悉曇字羅弖てふ文字を何国のものと
こそすくなしは其字の書けしこそ何のさだめともなし悉曇字府出せん
或は新釈王しもたて梵書のみは数音を教へし教法をまもる梵語を教へ
昆とも書きたる新記と精法し婆羅門端王と勲法をさだめ
じんぢさらは新記端王と異なるをそれしも其の事し推量せし

四声

梁の四声の文字をすくやかに知る人と教へは天子聖哲の四字を
よしとせし 東郡謝朓四声の梵字に華麗天目と用ゐしとぞ

○梁書沈約傳、撰四声譜云云、為在昔詞人累千載而不悟
而獨得胸衿窮其妙旨、自謂入神之作、高祖雅不好焉、帝問
周捨曰何謂四声、捨曰天子聖哲也、然帝竟不遵用

聖の書にも緒部に用ふ 轉き字ハノ 對史類 文ましもた
なりとなる民伊ふ於越ハ以て いふ 源ふ於ハ發声也として
毛詩の召南ふ于以于正とて 於ハ于ふ于於也 周易毛詩
於皆作于于於古通用とみんえたり 儀礼漢史傳の中にも于
衛とさる旅有けり すれハ是より 三百篇の中にはさら多く于
を於ともすへし 本文のハ于衛ハ衛にあらむとて 川一念の事
南中なりとてハ 川しつゝもよむに 云ふれるる之千越の字ハ漢書の
食貨志まりとて文論衛ふ餘豊以南屠越 錢唐以北屬
呉とあり 明の時の金衛ハ古の呉越の地にてハ 千衛節
ち千越とハ以しきと

○万葉集　　言霊之左吉播布国
○同　　事霊之所佐国
○續日本後紀 十九 嘉祥二年 興福寺僧長歌　日本乃倭国波言玉乃富国登曽古語尓
流来礼留
○賀茂縣主家之歌集　万代世々日本の国言霊を把郎
家事稱忌利　このかみなる東集の巻
○拾遺集
いはひつる言霊ならハ百年の後もつきせぬ月をこそ見め　延喜御製

○毛詩序卜子夏 詩者志之所之也在心為志發言為詩情動於中
而形於言言之不足故嗟歎之嗟歎之不足故永歌之永歌之
不足不知手之舞之足之蹈之也情發於声声成文謂之音○
○文選李善注曰声成文謂宮商角徵羽也声成之者宮商上下相應
也

易云脩辭立其誠脩辭者文之文謂也○曾子曰出辭氣斯遠鄙倍矣
亦言文之也○辭者言之文也言成文謂之辭○子産相鄭伯以如晋
言叔向曰辭之不可以已也如是夫子産有辭諸侯賴之若之何其釋
辭也詩曰辭之輯矣民之協矣辭之繹矣民之莫矣其知之矣
潜夫論實貢篇文明君之詔也若聲定臣之和也如響長短大小清濁疾
徐必相應也

辭非言例

○通雅 辭達而已矣、今以淺陋為達、是烏知達哉、夫脫于口、謂之言、交于文謂之辭、書曰、政貴有恒、辭尚体要、以言乎政令之辭也、儀礼聘記曰、辭多則史、少則不達、辭苟足以達義之至也、以言乎礼聘之辭也、左傳曰、辭之不可以已也如是、非文辭不為功、愼辭哉、以言乎使命之辭也、記曰、有其容則文以君子之辭、遂其辭則實以君子之德、又曰、情欲信、辭欲巧、以言乎相接相示之文辭也、凡謂之辭、未有不貴達者、示未有達而稱貴枝葉者也、夫子惡巧言、而曰辭欲巧、則知辭非言例也、

五十音體用令俗乃図 四等

體 用 令下知也 俗 自

加 き 久 け 古

翔 かかき かかし かかけ かかで

體 用 不知也 俗 自

た し 不 へ は

積 まさし すまし すまく すまい 出るゝなめてる

ま こ む め も

懸 あかさこ あかさむ あかさめ あかさも

な ひ ふ へ 不 すゝし ものへ

通 かよい かよふ かよへ かよか

ら 里 る 連 ろ
烟 けら けり けるれ けれ けろ

や ○ ゆ え よ
用 、 きゆ きえ きよ
消 きゆ きえ きよ

○五十音の内に一字の訓なき本行はあいうえおいろは
さのみこラリルレロの如きはれいよりなしカムの二字は中よ
なしなどし略語よりたるものゝ

アイ足 吾妻 イ鋳 膽 五十 寝 ウ鵜 エ兄 柄衣 ヲ小 麻男
カ蚊 キ木 黄 ク来 ケ毛 氣 コ児 粉子
サ狭夫 シ死 アセ 羊蹄 ス酢 為 セ石花 兄 背 ソ麻衣
タ田 チ血 地 ツ津 テ手 ト戸 砥 刀利
ナ莫 菜 名 ニ荷 土 似 ヌ沼 度 ネ鼠 根 ノ野 箆 荷
ハ羽 歯 葉 ヒ後 火 日 樋 フ生 経 ヘ顛 屁 邑 ホ火 穂 爽

ア [イ] ○ [エ] [ヲ] 三行
ヤ ○ ユ ○ ヨ
ワ [井] ○ [ヱ] [オ] 通音

此三行は通音にて一行の字
まじれる音の如くなり○にハ三
行の本行略して今音をな
ちなしこの外に行ふ
無くて文字なし故に○には
らずして本の音を借て通
りて用ゐなをせしも新撰の
例なる故なくその傍音の本へ
○は傍室圏を以て其の字と
ハ濁音□は其内音と

マ　ミ 同真乎見　ム 身　メ 目書　モ 摩裳表

ヤ 夭也　イ　ユ 自由　エ　ヨ 節抑代

ラ　リ　ル　レ　ロ

ワ 輪　井 井 井垣居　ウ　ヱ 家恵餅　ヲ 戈 大

○アは一語の終りされも略きなすれは阿吾書きこりふ　足とはかくもなし略済
タもなし来れはさ求はさ成かくりこつこにかあれて
一言ふにつきてもまた同し需も五十音中に鶴の如きに
なしかも如よつりし略済すへしもの食を除ては凡て公いまぬへく
行し
ほを用ひ音を出せはかの音にかへるころは国分けりほこし
いえとまかれたる字の二つとの韻つましほ二ヶ所

いえとの字つは五字みて二十二ゝのところ　会也し字
音とはならて之とぞ多れの入るとまりしくのこれなるのを
しらぬ世かの音の後の世に於あまり
○初音の一言を五十言としくの言ついて詞とならは之
ゆとえいいかいいしつひいふへいかれは方言なるをつ
ひてにて何言凡はなりとをこれ何に
○唐すしいは五音言二言の国にはらかみても
音を調にされも習を凶いさみて韻之ましを
きを韓さかん清りかみて習たるを音を加なる加
音音と文字のゆへにけいかてむかし有すことを心ね
とらいかいいか皆いうつく
○唐も四習をこれをいかて天子万物をもしむかやまた食

初めしこれより世々に其後二首の中にも四声の緩を
とりしこれは中比しと中古の体かくされしたしいこの
四声は和歌これは和漢の事をしる事流の尤もなく
うちまゝ延喜武蔵撰式などに見えて或は平上去入の
用あり入声字の如くいふは有のまゝをさしてもの
○扇のことく和歌式は一首二首四首と一首ののちにかれはよそを
言ふの也　はじめてまる字字　さしいてく
これより其の声字
歌は三代の後撰和歌ならし　古今和歌うたへどの東に字の多く出るに
その歌を撰ひて二文をさすを　言ひしいはこの言葉をまた
に言ふ者を言ひすゝ之ぬ春を二言にも二言よして言
之歌文を御のこ　之の二言の如く　後撰和歌に似たるたらしてりう
またうつしもすゝ云ふ歌詠みしく　即ち歌詠み二首の東北のうかす
初よりの言を名字になりて子方の形をうつしたるその名をこめたる

○天竺の言語は多く多くして三合の字あまたこれあるを（コウ　ちるといふこ）
それをつくキヤア三合ビヤア三合これはこらもこ合と我和字にも
合言も二合よりも多くいえはひがごとの言は書つけもこれにも
又漢とりて唯一言の歌はさずも合して言つかれはまたくて
言葉と言合せて漢字とにのしも漢字は韻様とにいて文を
はなれらは又何實といふ字也
○歌は読用ゆるよう和歌也　古今は神の歌よりのをつるしき
例へは其の四秋の如きの　撰世は仮用のよりのうちし　用の歌にも
のをつらしは唐書まいは多し　古今は其名をれとしては
後世は名されのとはいふ字　かへとし子雅頌なるをさるのか
とりて俗風にかつ二つ二グこのさはそれ伝ま二ワ八ハニグレと
言漢に六の字は助字にし法から是雁字つるさうれのを
つかしは伝し

○子曰 そをねのじはとしりのいを傳へたることゝもりくりの字を
勤てハ傳へぬぞのと除てわざはいはず之是も仲の説
よ来まつしは通ず中子用の言を入ては通すぬ例なり弛ぬも
後世その例多ければ論じを傳ふるとありけり
○含羞あ いろせんかりの

仇
○匡謬正俗ハ怨偶曰仇義与讐同嘗試之字義與曾同
邀迎之字義与要同而音讀各異不相假借今之流俗徑
讀仇為讐讀嘗為曾讀邀為要殊為爽失若然者初
字訓始宜字訓大淑字訓善亦可讀初為始讀宜為大、
讀淑為善邪、

○冨士川 秀川とはそのもとは今琵琶法師の平家
の事ひとよし冨士川をいはずがなと傳へ秀川とはふじの
ことば漢にいはれたるなりけり
○山川とは山の清濁よし二字ともやまがはとかを清ていへば山
と川と二つの物にて清ぬし二字をやまがはとかを濁りし
いへば山中を流る川なるし二つのものにあらず 先て右二つにかける
けふ明かなる下を濁れども下につきし一つの物なれば多くは山田しおを
清ハ山を田と二つのものを山田とかを濁れども山の尾ある田なり
雲田の名とはまがやし 此歌ち悟つちがも 山根やまがはの
歌は推て知べし

○アイウエヲの五濁の字借 音便ハすへて和の小かなにて之菴（アン）
院（イン）運（ウン）縁（エン）音（オン）也 如此の類ハ之圓（エン）也

○タチツテトの濁音トハサシスセソの濁トなりまぎるゝ故ニヂヅデと
ズヅを似たりタチツテトサセソの如し ○タチツテトの濁
音ハ呉音なり 漢音ニ濁ハ十二文字ノ五ケ所なし 呉音

○バビブベボの濁音ハマミムメモにかよふ 馬（バ）美（ビ）武（ブ）部（ベ）母（ボ） 漢書 呉音
如此のたぐひハ濁音のハヒフヘホと呉音ニ 是ハ漢音 呉音の
ことなり

○ハヒフヘホの字濁ハワ井ウエオと似て まハかよふなり

○ガギクケコの濁音

○タヂツデドの濁音と十二ヌ子ノとかよへり　娜ナダ　兒ニジ　努ヌヅ（呉音／漢音）

泥デ子　奴ドヌの如し　これは漢音呉音のちかひ

さりとて或をちる濁の音ある○を滅としてとどの濁りに角あるとみ

るいおほし

○エとイとかよふ角ちかくて　あまうつ犬をイヌ　アヱ又といふ類

○ウとエと角ちかくて　かよふ旅をスヲ　スヱといふがごとし

○オとワと角ちかくて此トコ一リ子ににとかよふがごとし

○ラリルレロ　和語にこの文字を出す詞多し　故に濁

○ハヒフヘホ　この五文字の濁音は濁の称を用ひし事多

○わ於　の二言をよみわかちし詞をのせたる人もあるは

あやしきをわたりて其をまなふへし

こゝさとを

○後撰集をよむに雑一の巻に載たる伊勢の歌に比つりし

ける

わかうらにみぬめもうつるかりがねさそはれていつるわかみき

○古今集を撰むを称して巻の名をつけられしなり

廣遺集　一ノ五ノサ五ウ　二ホ

○いね
古今雑部のよろづくさかみかや月輪をいかりのみに抛辞よし
よりしにけるいへよすまれぞ 井上
かぜ風のいせ ちる露ものし

○をお
そのぞこにかをとめのきとしめ そこかなしがおもりつのこゞ
かいいけし詳古へにくもりのすゝしておのつし かくになれ
てるの名義のかたいしくましこゝとろをつけし おかくとしてある
しるすが語への古はいいりこしさるもわつてるに訂すくりれば皆
たゞしくさに古りもたゞするいなくあるしその中伝を先にて
かるるもしこふにますれしでやいてよくきこれ自抱の理にかなる
まるるにし

まをし
申をはまをしともいへども万葉 二十 廿五六 まじしなまを
摩遠志とかくまをしとまをしとも書りてありつ
日本紀万葉等をと文字まをしまをしとも
うじかし
姓名末僕正説をもって 古言伝もしと同也 證正
首麻字甚毋神帝能未知可久臣 万葉十四巻廿八右東歌の中に一
すりの子けきぞあがするとその未知の久臣にしおかつてと長て
未来は万葉仮名かにける用にいにも付かいあるにし
語なるまじ未の子して葉を伝にしてあおは校司を短にしも之
そのきの短は狭ハりのことさるしりのうち気伝を息のふとをこめ
て前もしもうへしも ○国史官帝の内にじかつの仮名のとし 二十之也
郡名の仮名を
甲 かくは和名抄河内 甲知としがいへは河内 コウ 甲知をいはい
陽 中 和名抄

○ 五音韻口訣

凡五音韻仮横縦の図ハすへて五十字なりて経緯
あるを以てすなはち上のアカサタナハマヤラワ
之を竪といふ謂文とし下のアイウエオを横となりこれも
うたよりいへり此のイキシチニヒミイリイ是をもて
物の韻となる次に母音をたとし其のほかの文字をもとし
扇何ハきく韻なりのさしも韻なり又是れこの
ウクスツヌフムユルウハ用のみなり何れもいりのはしのあるも
いらぬもことに同じたなりこの外にはをかぬなり
○エケセテネヘメエレヱハ其の下の韻のこととなるかへのね
かけせねえせぬかせぞのあれなり
○五様オコソトノホモヨロヲハありてそのまゝにしまりたる上字
かへるをもつて韻のこゝろの本字なりかへのると

いにしし　ゆとしくて　いのちく　かくしゆくし
北より其字ふ何の言いやとよらかのの白筆をかり
あつさの人のあり文字やしい文字つきこととぞりと云意奥の意はく成く
猶侭かくかゝえみかくよみかへつ何よらても是まりくとくし
○バビブベボの濁音ハ清音のハヒフヘホトに其すり濁音
濁音を用し清音を混音字を成し馬(バ)美(ビ)武(ブ)宋(ベ)母(ボ)
濁音のたとへは濁音のニミムメモハ是を変なり
半濁音のバビブベボハかへりしミモムメモと本也ハヒ
フヘホを半濁也
○式人谷ラリルレロハ半濁として　未考
○五音韻並ふおほれは何の一字に何るのに桜(わ)上まで
○アイウエヨ　ワイウヱオ　ヤイユエヨ　悉皆におほひ用ひらし
らのゆへ未詳の旨あり

○かな書のうち阿言く
カキクケコ○サシスセソ○タチツテト○ハヒフヘホ　廿字也
総れくラリルレロハ其阿なりの例をし
ハ はしとら　ヒ ハとら　フ ふとら　ヘ へとら　ホ ホトら　明様にても阿るべし
ワイウヱヲと書して其阿になり　ミムメモノ同じ
○古代片仮名異体　東鏡字華夢書　日本紀私記のかなの体
米ツ　禾子　爪ス　七サ　乎ミ　尸ア　弋セ　与ヨ　丨キ　川ツ　テテ

まこと　まことに阿る例に随所ありの、まことそれの解一つ
まこと真也太也深也の深き所をたと云大
かく標をまわしと日本紀は訓万葉まかりて文まをるすもて
訓もなるべし説るかどの事ある例に又ことの例に訓を神酒を訓
真稀の阿の義に意味を見る岬ことさきと云畑は峰と阿るべく
心の出るなり先を云銭の偏くなり出るを先とまたし
本紀のまことも訓を不言まことの信言と真稀し又言を日
稀まことは直言なし信をまと、訓の人の言を信まて
とい書も不見る事なる通用の例としての太山
之深山を訓は義訓に方言にて深山例なしこしそのとは太
芳野の広の谷なし深山を太山のみなは広大まずにて深きや
とかかるといひつるにまを様は大山まづけ荒しく見えて

久とわとかいふ例

久を牟にかよはしい書の習はく おとなうなく 御意てなく
とひ迎てはちくとらに例てⓇの例之久をわるかなくそるの
例なし

○万葉集十四廿首上野哥
伊（イ）加（カ）保（ホ）世（セ）欲（ヨ）奈（ナ）可（カ）中（ナカ）吹（カシ）下（ケニ）於（オ）毛（モ）比（ヒ）度（ト）路（ロ）久（ク）麻（リニ）許（コ）曽（リ）之（ノ）都（ト）等（ト）和須（ハス）
礼（ネ）西（ヒセ）奈（ナ）布（リ）母（モ） 十四ノヲ 此三字脱
此歌くに伊香保の歌なれは従字あるし定めし誤れるにて本书あれは
此ニ字脱 割落也 西奈布母は世なくしもく 無かくは二字子也
小例なし 布くは母に○しは 東への渡言なし かく転れる之比ま
も一首也 集中 例も見てしまて

○月上十四雑初ノ十八丁ヲ

伎波都久乃乎加能久君美良、和礼都賣杼、故爾毛
乃多奈布、西奈等都麻佐祢
この故爾毛乃多字布は籠毛盈無かれくなしと宗
なと云たる上の例よ同じ古事の類なるなく
をふるかるをやうにともに誤は僻事なし雅言なるを
○前の首にいくらもれたの五言なし
○和歌は前よ須何なし須は第二言以下は必多くは言
係の須なるし

ことをつらね こと かはしく かはして
は かはる かはる 誤し
へ きへ かく 誤し
江 うえ こえ かえ かへる 誤し こえまのこよし
ゑ ゑれ ゑみ 誤し
おゝく おもひ おもしろ 風のおと 積のおと 言ねの旅
おのれ おのつから おもしろきを誤 を人をとこなすのし
尾をとめも 熟子ゑ氷 家と氷
ひいば かよみ 云ふし くらなつまふみまて
信なし。 煙本海 写 うけもたれ 之卯

辞の延縮　のべちゞめ

詞をのべちゞめの法は一言より数言までのべひろむる文字(?)
より一二言にちゞむる事を中言といひ(?)縮めし詞の一二言
縮の文字の一言より延言し本言をもちゞむる事(?)
まづ延てさる(?)ちゞめば其(?)さんか(?)あるなしをとらへて
本語を(?)しるべし

四言　しつかなる

三言　しつかの略　さ　しづか

二言　すきの略　しか

一言　しつかの略　さ

此例を挙て見よ(?)

しの しかをなせかたとなる

（しつかなるの言を用して略せるときも
ささてとなせは さとうはるはさつともそ
(?)まし さつきの中らを(?)と略し）

（秋の露のやく しかのあふれさとなる
又さなてかの略るなどか

出来
かのもの消ゆのだしも偏かもなきものの その跡をゆる

〇しかすが

万葉
かきくらし雪ハ降りつつ しかすがの我家の苑に鶯ぞなく

貫之
あらたまの年ハいふとも しかすがに かすみたなびく
このしかすがハさすがといふにおなじ詞のよしにてもゆゆし

〇さすが

伊勢物語
武蔵鐙さすがにかけて頼むにハ とはぬもつらしとふもうるさし

同
天の下のそこにも人のなきにハ さすがにかくてやハ
このさすがハしかすがと同じ これに心にかかりてかなしき
てるのてしいくなハいつし又ハ打鐙のしかけて 我
むさし国より見ゆるてもよくさるくさく

〇さる

古今
我庵ハ都の辰巳しかぞすむ 世をうぢ山と人ハいふ也

新古今
我もしか啼てこそ人に恋られし 今こそ声をよそにのみきけ
このしかハさすがといふ事にて 一首よしかにかなへり
しかもよしかなしき

古今
〇さ

同
さもこそハ都の風は吹かずとも 花をしのぶの
我もまた霧のかかる冬をやいまは 暮の松に
このさまの一二三にちかうして ふかくしるさまを
くさしゆる

伽陀　さもし

文字の事は加ふるなれ仮名へ返てよむと云事也の

仮名かゝれ

加き　く　け　こ

や　い　ゆ　え　よ

和節　うにうし

文字の事ハ名といふてあれは仮名にうけて云を和

の仮名加ふるを文切の音を倒に落して和文の事てうと仮

うへそて立会語候し

か　き　く　け　こ

わ　ゐ　う　ゑ　お

をかし

おかしいふ心にて蜻蛉の花に蹴鞠のあそひけるに園ましく

手加る杯にれ御覧しとあらすし

〇蜻蛉の花ハこなたの方をかしかゝりける所くをえ子せてしまし

のあしく見せられけれは

こなたの付子賀の尻すゝしるへしかいいにて蹴鞠の事をしのそらうし給

をさすし

〇未東初に清水寺桜花盛なる由にて花の気色を深見の叙

今よりは秋をふきての桜花と月とのあはれのこゝろ

菊の綿おひ　拾遺に拾番とかよへり
○注釈云　拾遺集
秋はてゝはまれなる中の菊なれは節の上にこそおきぬるかな

うり瓜

ふり
むかしは字をもとにかきしを今は仮名にかへてと其の説あまたあれとも
かゝりつゝ
○東海集二　人のもとに時なる男のもとへやりけるにかはりて
ましえさせたるをといひつかはしけるにひとよこのもとにて
つけける歌にかへるうた出けるによみてつかはしけるうたかえし
○今案するに歌にまうてゝこそありけれはかくはよみ侍りしなめ
沈按く

いとゆふ
續日本紀宣命　伊等保志弥 とあり後撰和字而灣出
さぞ日本紀の哀不思聽イトヨコカルと点訓へり後撰
もろこし歌にも会ずるに似たり　これ思ふ才しの後撰まし
いよいよれかくの思故　古事記大和の係上歌思故
和名抄意依加てあり

辞ヲ伸縮シテ和歌ニ取用ヒ聞ゆること何れも蓋し
之れを誦して而して耳とするの故に取る也

仮名考

右京長親説　耕雲　又云明魏法師

○仙源抄ハ清 右京長親記　抑文字づくしの中に源語を仮名せし
まつはしハかくべきまつはりけれバついでにかやうの事ども中ごろ
定家卿さだめおかれたるいろはしかの家の説を守るともがら
後ハ用る極めておほく濁り字又は四声をさだむるもあし
同文字ハあれども清濁し亦かれハ子細あるべき和
字文字一ハ皆文字なれバ一しを以て用ゆ也
されバかくの如き字の清濁或ハ別の字を同じく用
ふうにするを遠（平声）遠（上声）又ハ賊越（入声）いハ以上声伊
（平声）或ハ訓を音とする仮名ハ伊ハ止（上声）に比
丹ハ丹にこれハ其ふかき所々万葉をみて知るべし
故にまげハ四十七字のうち同きを用ゆいゐをお

えらむこの所にてハ只くさりを和らかにおさめて淡く句の
字の間よりやさしくうつくしくことはを花やかにも
やさしき句をさらしぐれ又三ツ子ハ表八句ニハあらず 宗祇ハお
みな字のつゞけ様をかくる山のおくしかりく誠ニ表句を
見知りをおくべきにうちつけてハいへ表句ハいよいよれど上
句ニ精すると又おしむもあしいおかしきのされど
さりくそへらる表句ニ飛ぶこのうちおもいれく
かしぬるといふそういへ表句よりあらしハもあしいくとしよ
をもくハ物のあふみ字ハ表句後のハ表句ハよ入れぬかす
すハ江み字も表句のくさにぬえたにえてなどえそ
すぢてつれのみ字り年上云の云句ハよすつきなり
れらぐかみ字と序みぶこを会やうしかゑ次神かたに上
みのし御ます一句の字のさくハは本葉も出破さつれらう

らバ同じうし同字を濃く上字よりいらむとし句がかはる
云五言と音のの後字連句てとうこともしき内典の御代ニ
濃句も 句の序ハよりし句を偏かさここの句も
らのこのくくしいりゞかつりく神とよ字神の如字
ハ表句ハよりまします一行字よくとうしり序破急とよそう
ハ破の字の来句よりよきれ破をひく破と申すでいをを
アく表句よろしさしいのかくこれさし急ぬ和字文
字づいのかへし定め難き難きこことと定家の御
まも備のあきを尾の序おみと定めしれば序のつきさも
はすくきかくさこていくこれらもその定めるる本四句
時を又下字ハ様すりバさの字字の詞よかを字
としいぶとし事もいかに義ありあしすいもりしの字伊よ
つきし定めハぶあららでつとハ
他しぶもすしれらう

つひえを論ずるにあらば又ひとつにこれを信せず言
義をかつぐしきうにいよりて一帖みな字つかひを
増補せしは先生の本意をさえするよりてこそとしても
きまて通ぜんとのみおのづからこころ御さすへしと
なり
以上のその(?)仮名はしきよみし(?)[illegible]のすれ損く
さうらう

○今案に[illegible]仮名の[illegible]をこうく
まれあしびとくしりさてまいのをとあし[illegible]
こうし[illegible]古事記は平上去の三声を仮名の
りよ(?)[illegible]入声の仮名すます仮名の平上
去入の四声の[illegible]古今の雅言をもて
[illegible]の[illegible]のみとそのひその新撰[illegible]

假名遣古今

古

○いちひ 櫟（イチヒノキ）古事記 万葉 和名
いちゐとよみ[illegible]
○たひ 鯛 [illegible]
○かひ 貝 萬葉 和名
○かれひ 王餘魚 [illegible]
○いとひ [illegible]
○しひ 椎 日本紀 古事記 万葉 [illegible]
○とひ 万葉 [illegible]
○ゆゑ 万葉

今

いちゐ みち井とも云 人丸秘[illegible]
たい [illegible]
かい [illegible]
まい [illegible]
いとい [illegible]
しゐ [illegible]
とゐ [illegible]

声音考

○うゑし 万
○須恵（すゑ） 万
○ゆゑ、 万

○首備礼記楽考
ころえとし
○浄瑠璃世〻行義
毛詩

風声ハ金声
ゝ異なるへ

此芳封土宅士
尚吾郭

○聲　こゑ

○韻會書盈切○通論万物之音為声、○尒雅草出曰

声○詩経序声音楽　對文則別散則可以相通○字

彙式呈切音升、有氣則有声、故曰声氣声成文為音故

云声音○宮商角徴羽声也絲竹金石匏土革木音也

今上件よりいふ所よきとも聲の重く草木よ出るを

以て風の吹く人の口のうち聲の交りあるよこゑのなり宮

商角徴羽を聲之とくまくもそのすこし聲高きれするし

聲そばいふされもうたの聲なくいふもすくよしなのこゝろ

狸竟きのちおそれかけしもの之けるまたいまた極のす

ども是ある余み聲の上聲去聲のこゝろへおそていふまれや

あゝ人入覧なしけるにたゞよみなしとみえて事
詞は字の傍に平上去と付られたるはあやしきことより
思ふに此詞の字の平声よりはかくしてぞけふまし古へより
おのづから去声に分つまでまぎらはしきは又自記識式
延喜式も韓の書ざまは此の定めの今も京都の人のよみ
まことのつたへなるにも東国の人の言語よりそのまゝのうち
ことぞ詞の平仄によりなすべし
又詞書かくしいふにも此事にて同じ風詠比に何の義
は詞の詞語の詞を用ひてのよしなきのはしもいふ是ぞ千万
歌集にかゝりて声をばねとして例言をいふにてよある耳多し
よしこれは漢例なるにもいふ例も見えずくれどもおのづ
るゝこともそれまし

書言語川
撰古書句

又其字は詞にて文字を都にしてそれは詞の音韻言語も一定
とろ字義は文字に当てゝことだにもるしとてこれしみるに
いかの目ごとし其の会さんとするにだに
れどもゆく如さく足らぬ事を具する
ますして字の音をば真字合せてなぞへとなすべり
なすかのりまことはされどこの詞を此等しは一字
まづつる事なし三音を一字に当るじしけするじは詞さる
たち音を書しとあるにて一字のことぞとつてなつにば
開せし詞を出せざるの音せる文暦を合せて其は音の
音出ることの字類二つを合せて阿買天の例之となることは声
成文謂之音と云るに同じ節会し其音は字言に同じ
されども言詞語をたくとも合せて古奏楽と訓されども
此事くは詞音言語のうちにあれども云ふまでは音は声二言の二

つぎのついで おの二ツ ムツ おのづし ある中にこすりてあるべし

約經更作毛詩

○言音　こゑもじ

○韵會於金切、生於心有節於外謂之音 宮商角徵羽声也
絲竹金石匏土草木音也 从言含一言者人之言也 五音一以
和為主者氏於一也○詩經序、声成文謂之音○礼記月令
疏雜比曰音單出曰声、○又審声以知音審音以知樂、則
声音樂三者不同矣、以声変乃成音音和乃成樂故別為二
名對文則別散則可以通○

上よりいへる所なし 若たゞ音を合せ作るに くるまで出来し
などの類の いへく 字の二合三合して文(あや)をなしてるに、いかなれども
皆をいふ事門しすれば言字など注解よく直語(ちょくご)を言とよ
ともつるがなくりすれども文字の言とかなしいかやう
あれども明らかに 雑文を散文(さんぶん)ていひかの差別するもあるべし音とか

しあしくまなく前にもしくて心をもくして正しおのづから
妙風にかなひてよく調とゝのひ和の音韻無滞流
のびのびときこえて言葉もなくしてこそまことにきこゆる
中ならぬ事也
この音よりいにしへの八字韻の一体ありて声しかは言とに
まりふじ申にして入し其心をもちて鄭衛の音なし音韻と
分かるしいろはにたるとよりましてる読音楽は異にして
ではさき金石絲竹匏土革木の八音を音にして
五悪いふ八の絲経また拝する韻の出し八字韻よりよ○
八韻の韻をつまびらかにする事三音にしてなかの七音も
みそこゑのかじきまし

○韻 いんき
匀均同通作韵○單出為声成文為音音員為韻○説文
和也音諧也○字彙禹慍切音運
このいふ所よれば韻は音と同じくせしか異なる事あり
まづ音をくらぶれば いろはおなじからず 音韻をわ韻とは
ひとつの音は数也同也意也と定むれば音は廿ある韻はいろはし
出来る所は和諧しいふくまをまさるところの象はこれかはりて此
備はりと訓ずるのこ音韻とすれば いふことを見ればしられ
よりて文字の反切の事いふこと書とは韻会集韻増韻などく
又ずも音字の利なりそこゐるは上の字の相りいふるなし

〇言　ことば

見高宗三年不言之類、

〇韻會魚斬切〇說文直言曰言論難曰語〇徐曰凡直言者無所指引借譬也〇釋名言宣也宣彼之意也〇周礼大司樂注発端曰言答述曰語〇論語曰詩三百一言以蔽之曰思無邪〇左傳趙簡子稱子太叔遺我以九言皆以一句為一言也〇國策齊人有請者曰臣請三言而已矣益一言臣請烹客趨而進曰海大魚〇漢書東方朔云十六学詩書誦二十一万言皆以一字為一言也

[illegible]

絶句ノ音十六ラウノ音通スルカ一合一合讀同車行ム讀曰ムカタモ歌ミタキ

[illegible]

字を一字として一つ合せたるよりは、まづて言として定めたるものなり
音韻言語詞辞は、まづつらつらと見るに、上古のみな
またその中にて分かちさらば音と言、同じ文字を以て分かると
以字声成文曰音といふは、一字一字を合せたる言なり
とぶ阿米天とかやかし是文即直言曰言とのよし本語ぞと
いふもしその言をとどめて、阿米の太天とかかれし聞
さればよそこれもやや古登婆なれどもこれは言にしてその詞
いふをすべて文字のかゝりていふ、詞語辞のことは、ことに
よ韻によれども、音の古きにいふとよめるし、ことばいづれ
まだしといひて今いふ漢字の字書としいふ字の音韻のほど
きの語意によりしつつしふそのうちはこれらふやうなれども
さらそれもこれに似たる文字のそれらふよつましき上古の
三つの部のそのうちは上の文字の下にいづるがやし、されども
そ音韻のみを阿いやる書の名には、活語を定めたり、続
活語の字をひ書く

詞　ことば

○韻會 詳慈切○説文、音内而言外也○徐曰、惟也、又思也、曰也、
合也、斯也、若此之類皆詞也、詞之助也、聲成文謂之音、此詞
直音内之助声不出於音、故曰音之内、直言曰言、一字曰言、此詞
皆在句之外為助、故曰言之外、楚辞魂兮帰来、此兮 此二示詞也、
○字彙 詳慈切、音辞、言也、文也、告也、訟也、俗通用辞、

これらの注解によりしてつねにいはするをしていへば助声へとなれし
ことばの事わざまし辭は楚辞すべしにてくし字此二すべの意
これらの語のひらきまし正字通辭也何ものしなにくいふ此二
いふをさへみそくはるやそれ字あまたいふもの之なくぞ古義
しるしたりけりやすらふ之ゐ字ほつくしはしやすふ
ところ字のうへあらはれをへたることし田舎の人の言流にさし
うしやのうれしきりしなといつとかきしとてけなくしこれば

今の古登之(こと)はに 言ひしにて[illegible]はすなはち生まれをみな字彙出
言語のうへに[illegible]なしたれば[illegible]し出ぬる字は詁辭詞をこす
べて古言(こと)を以て[illegible]これは言葉とも[illegible]その事
般法(ていはふ)されは似ら[illegible]詞ともなど[illegible]辭古
義の用ひしら

○辭　ことば

辭辞通用○說文訟也猶理辜也 ○韻會 詞言助也 辭訟理也辭
又受也今人辭訟之字作詞言詞之字作辭又以辭為辭
受之辭以辭為文辭之辭通用之矣○字彙辭辤此字
本為辭受之辭借為言辭之辭

辭字[illegible]通用

この意よりいへば[illegible]用ひ[illegible]ことのうち
[illegible]もと[illegible]用ひし[illegible]ること
[illegible]辭退遜辭の[illegible]これと[illegible]之詞[illegible]
し用ひ[illegible]のれいに[illegible]こともいはずかる
[illegible]周易[illegible]辭を[illegible]辭[illegible]辭[illegible]
[illegible]

語　ことば　かたらす

○說文論也、述也 言曰言論難曰語 周禮大司樂注 發端曰言答
述曰語○語者午也、言交午也、吾言為語 吾語辭也、言者直
言、語者相應答○增韻、以言告人也、
これはしも詞辭とおなじ用ひて言語ともかくてのごとく

多きと少きとのちがひあれども けしきよてこと〳〵しつゝけて
いふは多かる長き語のうちにいふの中にもまた其の心をもとめたる
多言を以て訓ずる詞辭は この意をつゝさらば言語をも子
たまへしるべき事のこと見るべし 詞辭は用やしきさまの分りさき
さいひがいしこれは論難は辭を説きあつかはれ 甚じるしの字宛
こた論難は言へりとせしたくづいつまへざかりとて何ぞ
あるにつけては何れにもあらじくのどのうつくしきあはすさ
などつよ法を見えしかど詞辭すじこそおはすれ
まとふのかたをおぼしく用ひがけしとおのつから定めて
のありすの事も新助と字と式言助もあり文言語以て言語
とも言辭とあげる所をに字以て云ふて散文もくろし韻文
いふもまじけりしましむ古語書を解き是は此は付るの
さしてこゝろをもふべ古しいくりあるとにあるこゝろしぐて

聲音次序図

○聲
いきの息
草出為声
訓云古恵(コヱ)

ねやこえをあまたに この五十音 一字を一声とせし

音 ことゞび
成文為音
以下五字共
訓云古登婆(コトバ)

言 ことゞび
直言曰言

韻
ひゞきの息のあまり
音員為韻
訓云比備支(ヒビキ)

三字共通用
共意音訓同

語
論難為語
ことゞび かたらふ つぐる

詞
意内言外也
言文也 通用辭
ことゞび ことばのあやなし やまとめとば

辭
訟理也 文辭
与詞通用
ことゞび

声音言詞體用捴括図

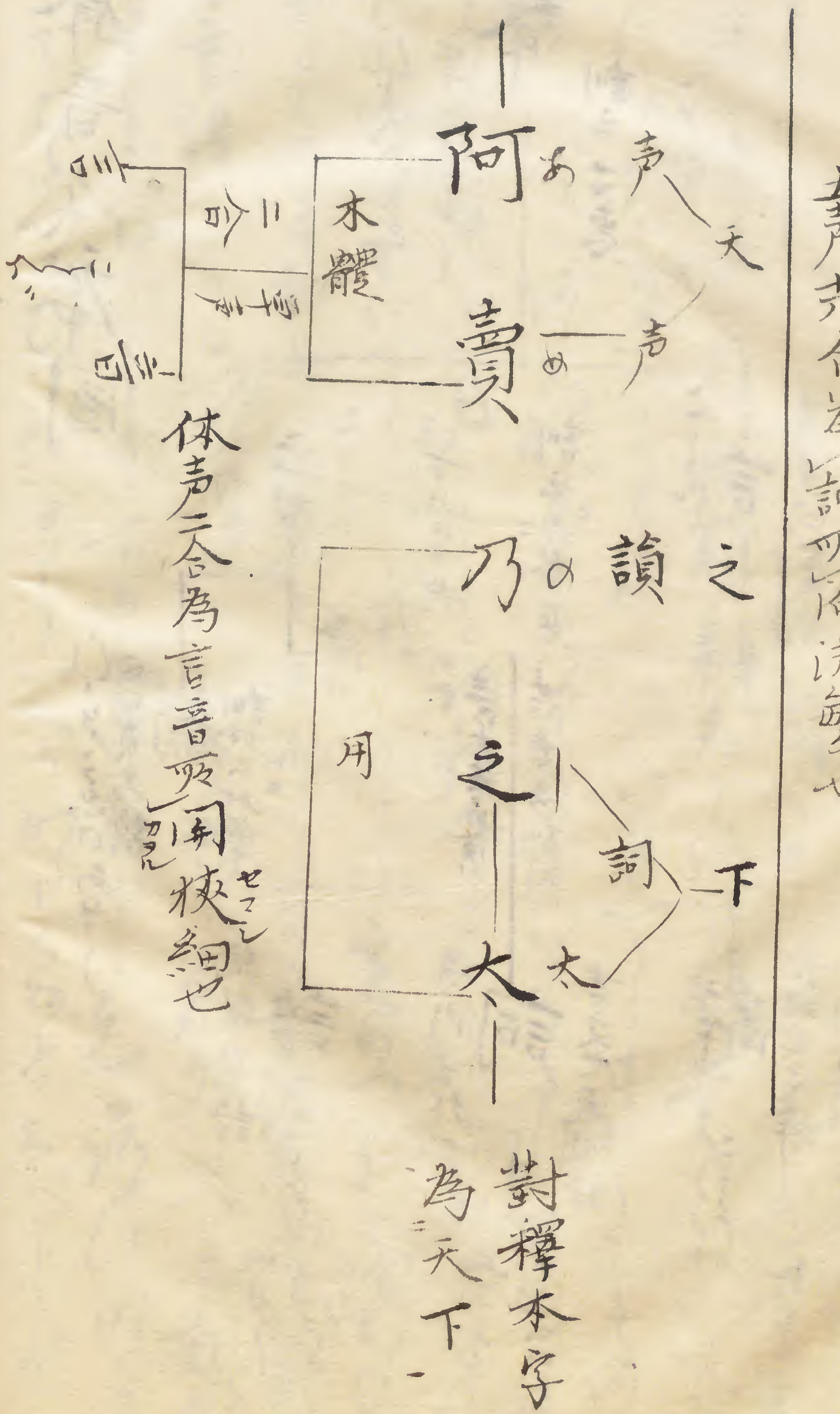

○又東宮学士菅原是善の撰せられし東宮切韻の序に本朝之古以呂音勝於律故以呂為自音以律為助声王仁以知其古本之意呂教人といへりけむ文を引て秋斎同郷ゆ

○秋斎同卿ハ此例につきて韻鏡の義理をとけるも音韻附会のこ中略菅原是善の所撰東宮切韻の序より本朝古以呂音勝於律故以呂為自音以律為助声土仁以知其古本之意唱教人と云ふはいかさまにしけるにかいふかしくおもはる日知人自ら呂音に通し呂に勝称するなり天平七年袁晋卿といふ者唐より爾雅文選を教授す其時より漢音の清世すおよそ清音の二音を並へて漢音となし呉音の二音は並へて漢音となし

かくて是を音和と称す

皇朝上世文字の事

○古語拾遺序　蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口口相傳前言往行存而不忘書契以来不好談古浮華競興還嗤舊老

○廿六 五十一代平城天皇大同二年二月十三日従五位下斎部宿祢広成の撰也

○新撰姓氏録序　蓋聞天孫降襲西化之時神世伊同書紀靡傳

○廿六 五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁六年七月廿日中務卿四品萬多親王の撰也

○三善清行勘文　上古之事皆所口傳故代々之事無遺備之

○廿八 六十代醍醐天皇昌泰四年従四位上式部大輔三善

清行ハ勅文字といへり

○神祇伯業資王記　十五代 應神天皇御宇王仁等儒士來改文字始至

○清自か書ハ神代より始しけれど此の字の来れるはあらし
其字ハ此前よりも漢土より来りしを此字になりしその字
をつかふ人をもさだめて書かしと清行をとりつゝせしにや

○朝野群載　権中納言大江匡房卿筥崎宮記　我朝書文字代結縄之政創於此朝

○此書ハ承久四年ニ云ふ匡房か粋源たる示也

○延喜四年私記　神代無字、只其故實出於口傳

○此書ハ延喜四年に出来し書を編せしハ此の私記まて　其文字の底
りかへし

○日本書紀纂疏　同我應神時漢言東漸傳字則起于弘法大師空海故上古未有文字而天神地祇之事傳也大可疑焉、曰上古無文字然結縄刻木、且為之約吾邦國際之遁自古神聖相授或託人宣言　一条禅閤兼良公の撰

○此書ハ傳字の説を大師に始まるとのみ云ふハ誤りなり一向に漢字をしらぬにハあらし
口授の説をしてハ来の説　云るの傳ハ不新字を作ものし
とせしのみ也

○日本紀　天武紀　命境部連石積等更肇傳造新字一部四十四巻

日本書紀通證

○日本紀私記　師説此書今在図書寮但其字體頗似梵字、
未詳字義所准擬
○此書私記の説にまぐし御事多し[illegible]かへ[illegible]
[illegible]かきのやとせつるとかの此金[illegible]
○南嶺子　多田義俊　後世称神代文字、呉体偽作以欺人者有焉
決不可信矣、若積等所造亦配当本語於漢字耳、非新制字也、
肥直為更撰序云我朝之古語皆出於神代、而悉在於口伝也、
上勅御船卿撰漢字之應國語者若干巻題以和字編
○この多田御説を[illegible]
[illegible]和字編[illegible]

○一書云本朝用秦字始應神朝矣、東国通鑑云百濟近
肖古王廿九年（晋孝武皇帝寧康二年）時以高興為博士百濟自開國
未有文字、至是始有書記（仁徳天皇六十二年）時高麗小獸王二年（晋咸安二年）
秦符堅遣僧順道及佛像佛経于高麗、以其書教子弟、是
高麗佛法始也、又立大学教子弟、高麗起于一國至今四百餘年、立
大学教子弟何晩也（仁徳天皇六十年）時新羅國尚遅矣、依之觀之則
文学来百濟而行於本朝早於三韓耳、

○和字伝来お論有之也

○荻生華徳仁斎門唯並ぶ伊学文とよ云ぶめり

○備国字加羅より神魂命の嫡裔にしてかの比賣中務ちる部族
ことしのみ

○武蔵安藤氏の太宰の祠官某氏の何なるの物云

○上宮太子純當宮御作と云字母若大已貴神為之也云伝同説
理惟辰旦大不出此語而本元乃如蓋神国之大傳目謂五十餘傳
世知虚者称曰謂空海作之者謬矣

○今もかなこのいろは伊呂波より雑りゆくめるに大己貴
命のひじりの字母ある人やまた字行の名以て字
出来るものあるを作られしかたのなかへ
初めより宋人伝来の古様なる様への作り方なるへし

神代文字

○閑窓瑣話 烏丸亜相 一日唐学者に某話し神代文字の事を

問れしに人のいはく言語の有しは必文字もあるべく漢字のわたり

りて後は字の文字にならひてかなの文法も文字のやうになりて神代文字

も文字の用をもなさしめたるを今の世にはかへりて仮名をもちいて神代の

字なりと言ふべし

我国に言ありて文字なしといふは漢字も其中にいはれしと異朝の文字やまた

存すれ文字は其国の文字ならずや漢字も其身に添てしるく秘すれバ古

文字なりしと云ふもあまりのことなる之 倭博物志と傳辰全國或種書

左書草也唯高麗摹写隷法といへるもありて別の文字の

ことなるべし

○吉田兼倶之神代談断 大和記陽并新撰録云神代文字一万八

千八百七十九字或曰四十字 亀卜甲折為文字体

○今の文字これを国家の秘事のよしいひてしるしおける

文字は人の国史と共にいへるもさる事のこともやいふべき

○倭漢図彙 正西陽下 神代記録 慶長年 己巳 聖徳太子始以漢字附神代文

字之傳

○忌部正通口訣 神代文字ハ象形也

○今の文字といふものの様なることをいへるは 假名遣

新字　一部四十四巻

○臆說蔵法（急に知る説）　天武天皇境部連石積等に仰て新字一部四十四巻を造らしめらる事方宿禰の作る古今図書要に見えたる字形難然に似たる四十四巻なとの教化万をいかて知なし深字の傳すかいつしまきこくいへ世を聞ひとう前の假字なの事にせる製らせて阿すもいひし

神字四十七言

○本朝字府秘傳ニ上時天照太神以四十七言詔告大己貴尊其霊句曰

人ヒ一 含フ二 道ミ三 善ヨ四 命イ五 鞍ム六 名ナ七 親ヤ八 子コ九 倫ト十

元モ 因チ 心ロ 顯ラ 煉ネ 忌シ 君キ 主ル 豊ユ 位ヰ

臣ツ 私ワ 盗ヌ 勿ソ 男ヲ 田タ 畠ハ 耕ク 女メ 蠶カ

續ウ 織オ 家エ 饒ニ 栄サ 理リ 宜ヘ 照テ 法ノ 守マ

進ス 悪ア 攻セ 撰ヱ 欲ホ 我レ 刪ケ

如是宣依大己貴尊与天八意命同意以是言一万言句作リタコフ此神字四十七言ハ人王四十代推古天皇ノ時聖徳太子神字ヲ考製アツテ漢ノ文字ニナヲシタユフ所也初一言ヨリ一言ヲニキ一ワヨリナニテノ数量ヲ始メタモノ是則天地万物ノ始メルコヲ知ルヘシコヤ敬シタ以師傳此訓義ヲ和解

○今案するに卅字七字ハ一字仮名をもちゐる人の心なりけれハ
又を神の清ルをもしたかひたる事をまもりて
神世よりつたはりし七字の仮名にしあれハなつさやかにつかぬ
ものなれとも悪世のならひにひかされてあらぬにしはし
とゝめつへき[illegible]ぬ所をとなれるなるへし

合字

○輟耕録十七 宋張文潛明道雑志云、経伝中無嬸妗二字、嬸字
乃世母字二合呼、妗字乃舅母字二合呼也 二合如真中合爾字
○
音為一

假名

○今いふかなを假字といふハそのかミいまたいはれしも
名といひ雅言にはまなといひしは字の古文也これを周礼
假れ[illegible]人といひてこれを假字のかりと
これも漢のよりいふのもの[illegible]
○かなハまなに對へていふまなハ漢字をし隷楷をのみいひ
ていふかなハ草書にて假りに[illegible]字をかなといひ
假名とハ女文字ともいへり

○真名

○西漢叢語張懐瓘六體書論隷書皆眞王示曰眞書自唐以前皆謂　行　草
楷字為隷度脅吾曰隷書今之王書也
先季庵筆記周越書苑云郭忠恕以為小篆散而八分生八分
破而隷書出隷書悖而行書作行書狂而草書聖以知隷書乃今
眞書

まな　　　まな
真ハ草行の三のうち真字をまなと云 漢字（まんな）ハ上古
ハ名を用ゐらるゝ 周礼保氏の注にも見えたり さるハ今
まなとて 文字なかりし あらためてまなを用ゐ 後ハ名字を
てまな字にかはりし

○庭の訓（一名乳母のふみ 阿仏尼記）まんなハ女房のすこしもよむまじき
ともめの額のとも つゐても さしあたりてハ人とも
いまだ見ぬ人ハあまりよきひとなくハつかさ[illegible]のも
すゑ[illegible]かくせんこと

片仮字

○一書云黄備公此神官音韻感會通而天平勝宝年中於大和之都而作片仮名五十字俗号伊呂波假名此本朝仮名之始也

今案するに是は[illegible]事吉備大臣の[illegible]なれ[illegible]
て出せり五十音の[illegible]漢の[illegible]五十音の字
出しし難し

文字

○許叔重曰依類象形謂之文形声相益謂之字著於竹帛謂之書

○晋衛恒曰黄帝創制造物沮誦蒼頡始作書契代結縄蓋睹鳥迹而思也因而遂滋則謂之字

○周礼 鄭玄注 古曰名今曰字

○鄭漁仲曰獨體為文合體為字

六書

六書の事ハ周礼地官保氏に六書のみ　初て之を鄭玄注せり
公羊の疏にあり文房荊川の稗編に詳也劉ハ二字を明ら
鄭賈仲は漢良事しくして文　震澤長編にもくはしくあり
明の中村惕斎先生の著せし　字山堀篇二　字彙補にのせたり

いろは

文史部八木道泉見出

○或書にいろはの字ハ桓武天皇の御宇に河内の国護命僧
正梵字の悉曇に十七音をわけ二百十一字を作て献せし也
其後にいふ弘法大師是を揖して四十七字にかくし
以伊勢字の字の外かくし以何毎に以ろはの字を他所にて

○一書文政纂要　以呂波字四十七字本歌何也自以迭遠十二字護
命僧正作之和州元興寺僧也　自和至寸二十五字弘法廣之蓋本梵字
十二摩多三十五体文而統四十七字共讀也如歌矣倭名曰母字
訓以呂波而此為數万字母且起句有以呂波三字名之畧似
長歌而大意言行無常之罵文矣
○或言古個寺勤操延暦寺最澄高野山空海倶唱和
之而造製之　按四十七字非出新意本於天竺悉曇字母

始作草之草字何唱和作之乎空海一人之作必焉

○有京字、未知共據、或云最澄作之、蓋不然、延暦寺僧寂昭 俗名三河守大江定基 入宋所傳以呂波無京字

○正字異説多而或謂呉音漢音及音訓交ヘ亦鑿説也

先是有万葉集之歌文字、普通用来久矣、以呂波多用万葉文字、假名 今め女 也正江江つ川等皆訓也の乃れ礼等呉音也、蓋古者川津共訓互、

○へ字邊 乎 或用字、草書ハ構ヲ是也、或ハ文字、或 音ギ ハ字或 へ字 音再 言反也

今案ニ一書ニ云、上下ニ分ル或本ヲ以テ入ヲ書クとそ[illegible]

住の文字めかしたる書なり、[illegible]けよ[illegible]

今いろは四十七字の中に、へつの二字ハ書きしやましく、へハ邊 遍とも

書きしをあやまりての略画し、和名倭名抄ニ作本略画して書けるを

見るなるべし二字ともに[illegible]遣ましとも[illegible]

つハ万葉集十八巻に津川と書たるハ續日本紀稼使[illegible]の字を

[illegible]も川を用ゐ、續日本後紀の鹿使連[illegible]も川の字なり

そをも[illegible]川をつの書なり、門の略字と[illegible]

いひ又ハ津の略字とも[illegible]

門の略字とも[illegible]川とも[illegible]字書[illegible]

又異安ハ假字を用の[illegible]浮字手[illegible]

[illegible]

上天 第妙法五 いろはのめし

仮名字体

○照花落浜鳥に和らぐ　今世に用る所のかなは其国に出の事にや

といへるいづれの人かな文は一向何せん人まね事かなのまた

うるの今の世るしめを連綿して略しめ給ひはあさましくも見ゆ

今川の女用の文章の略字古へを模せしものは一向なるよ

あまりに古き古のかなの詞つかひにして今の世のものは古のまねに

見えし仮名は宗傳字以の法を取るよみやすくして今はわれ

世の文体れしも古への書をうつし静安諸口出生の随意物

頗ふさしき国のかなをは一向におもむきて見えしに後のよみかた

あるとなり

借字　かりじ

万葉集などの書に借字といふ文古事記日本紀その外

式などにつかへる訛略なく物名の事なども書て

なるを古今の書にも多く見えたり漢書史前漢書曹参伝字のなども

○楊升庵外集 周礼 考工記察其菑蚤不齵 注菑謂輻入轂

中也泰山平原呼吸樹立物為菑声如胾博立梟棊亦為

菑蓋借字今文作剚又作倳云々

字縁　字體
唐彦多声　漢漫多声
八轉声　梵書
此等の事あらく蓋因ゆ考ニ　廿一丁以下ニアリ

○漢書ニ訓借字ある文
○口訣　和語当文義者如渾沌読并羅ネ礼　和語不当文
義者唯取字音又假而読之
○字書を用ゐるには　黴駁盧嶋の類之低る読之とい
枝梃のやうに書きしるし訓くとあま文様に借字のし
このみも所用のて字訓あらは於のめりのみ白濁
漢と真漢借とのかわりもちて和訓ハ漢字ありて
とゝくいつゝきて漢字一二字を於訓ともしなしもれ
七八字を草假すし訓ともみなし
○日本紀略延暦十一年勅明經之徒不習音發声誦讀既
致訛謬艶習漢音

弘仁八年勅擇二十以下入色四人白丁六人於大学寮使習
漢語
○對馬貢録記　欽明天皇之代佛法始渡吾土此島有一比丘
尼以呉音傳之因茲日域經論皆用此音故謂之對馬音
○延暦十二年制自今以後年分度者非習漢音勿令得
度
○松下見林曰菟道稚郎子師王仁習諸典籍是漢音之
始也　本朝学原
○日本紀通證今按阿直岐王仁俱百済人其國近呉古
事記作阿知吉和迩吉其名既如此疑其所傳授亦
是呉音故古書音讀假字今時日用俗語多呉音蓋
為此也

○又按世所謂儒者取漢音仏経取呉音不必然也
○利誤呉民之言如病唐風而咲無啓其口則語涙喝吶亿
中華音切莫過中都蓋居天地之中秉気特正
續紀聖武帝天平二年太政官奏諸蕃異域風俗不同無
譯語難以通事且命粟田朝臣馬養等五人各取弟子二人
令習漢語詔可
○日本紀　持統帝　五年
○續紀　元正帝養老四年　詔曰比者僧尼自出方法妄作
別音遂使後生之輩積成俗不肯変正恐汙法門従今而後
依漢沙門道栄学僧勝曉等轉經唱礼餘音並停之

○唐書　咸亨元年遣使賀平高麗後稍習夏音凡海表之國以夏音聞者獨日本耳

○今の字音多く漢音にし我を中音とは云もし字音華として音あるし[illegible]の漢音なれし

○譯語

○元々集　磐余雅樓朝北辛三韓西通呉會乃陪使譯往來學校鬱起以為傳來習得來聞殊不知我神武以來

例借也　原文ニ有

○懐風藻序　王仁始導蒙於軽嶋辰爾終敷教於譯田遂使俗漸洙泗之風人趨齊魯之學

○日本紀通證　今按此謂經典方來儒教始起其以倭語譯誦漢文蓋濫觴于此也哉以此為倭訓鼻祖者甚非矣

○又云　按本邦讀書之法音訓兼取之古者朱點於四週謂之乎古等波蓋之乎者也之義而歌学者流所謂氐爾乎波也後世用ノ与レ或文假一二三上中下等字一音

哀上下通也レ者乙之省之如文字倒置則曰当乙是也

○宋濂学士日東曲自注曰其國購得諸書悉官刊之字与此間同、但讀之者、語言絶異、又必俟離順文讀下復逆讀而上始為句

○菅家遺誡 こゝし
このことともとより何事の時代にもよらしまで

○室師礼 新井白石先生 曰我東邦居万國之先開声気之元、其声单而素、其音希而疏、是故軽重清濁平上去入不過四十七轉而天下之言足、雖中上蕃國之語我音数言而通之無不可譯者、此我東邦所以達五方之言通五方之欲也

○今もみな皇朝なる漢やまと中古にいふ儀は
のかはらつるされども此儒生等がのあかき方人しるの
こゝろまゝに又宋上古人の理をしりても和語は上古は文
あるしその勢ひとにいふか

○口訣 和語繁多凡自然之言 ○事理雖幽微和語顕云

妙 ○古語大道而辞假嬰児心求神聖

○纂疏 有天地以来万物之情備乎音声、是自然也理也

○日本紀通證今按古今之言語雅俗轉訛不可牟数亜方之
声音清濁軽重亦不斉但我邦如語多由於音故訓同而物異
義合而事乖或一語涉多義一句兼教意如歌詠尤可観然一言
而莫不通聞而莫不識此皆天成自然不可究知其所以也

○釋日本紀　同假名字誰人所作、各師説大蔵省御
書中有肥人之字六七枚許其字皆用假名式其字不明
或乃川等字明見之若以之為始歟

○今の世に用ゐるは奴段切もし太伊ろはにほへとを共に
いろはをもとゝして能つくるかなの仮名
用ゐるなり川ハ闕のこゝの假名ハ
又別にあり

○日本紀通證　松下氏曰万葉集云肥人額髪結在深木綿（見拾芥也）
渠心我念哉肥人者高麗人也肥人傳彼国字故称之歟今
西國人謂文字異體曰書肥後字肥前肥後其國近高麗（書史陳賢）
今按足書式有肥後既羅鍰又本朝書籍目録有肥人書五巻　草書帖六

七紙字并奇遊離
辨如日本人書

今按孝謙帝御宇下道真備作旁假字曰大和假字 謬并下文 桓武帝御宇、護命空海作母假字曰出雲

假字

○挾衣の物語に梵語の如く假名にて書きて
[illegible]又漢代物語にも まんなのまなみ[illegible]
[illegible] めでたし
今の世[illegible]假名に遊ぶ[illegible]
[illegible]
[illegible]

義訓
○春秋左氏傳序 芟凱 三日婉而成章曲従[illegible] 以示大順諸
文諱辟璧假許田之類是也

音訓本同字
音訓本同しき字[illegible]多くは音[illegible]
[illegible]梵語漢語和語[illegible]世[illegible]
多く梵語[illegible]
[illegible]後世の語[illegible]梵語[illegible]
上古の語[illegible]梵語[illegible]
[illegible]漢語[illegible]梵語[illegible]音[illegible]
[illegible]須[illegible]梵語[illegible]翻譯[illegible]梵語[illegible]
[illegible]語[illegible]
[illegible]
海 さいさご 甚多 師加友音 新細散石也別作砂沙也

ゐ御名れうさごと云ふ
播磨の地名り また
相模ゝゝ言ゝ言ゝ云ゝ
よゝ御とゝ地名ゝ
れまなどいふも御と
思ひつゝけれ

沙さとも古とも一二言に云左言ゝ古事記の須比智邇
神を日本紀に沙土煮尊（沙土此云須毘尼）とあれば沙を
まさと訓るぞ つひ下 本をおねもいさごともまさごとも訓
れたりまさのあゆかるべし又僧のさらとなふ
仏舎利の舎利をも云ひよせぬれ 又梵語に沙を
動せざりくしていふ所にとるべくみえけれのうへ無
多き例をいふこといさごのつぶの数なきものにくらべ
八百万をいの一二言に訓ぐ多きことをいひて百千万無仏
世に数の多きことを恒河沙といふのおほしもまず数
こそ云ふこともいひてやりあまたの仏に数をあまたに
両たの理とつて箇をも両理のとの名のさとし

○犯し さうまの術をなしけせを古の意
ゝ

○絵 画 この二字言訓共に云ふ給之 漢言八くイ忌言の
又ゝ画字書に胡封切音恵之 浄家の経の記云是身
絵を絵に其葉に千色有百種画といふ画字を恵の言に
漢り

○似 言訓共同じからん其言しく漢言也 二ハ言訓共
ゆゝきゝ

稍借字は似せしめの例あり

西洋の草は重の名字の草を備に略して傳を之すして用に
下すそ韻説をとしからとは陸國に似め出典に韻之秋冊澤
に春湖鼎子字は為果あり漢字秦子字の亦辭粗とあらし
湖春辛子歌譜して定へり是もまた世ではこれしるされも
此歌曲にも見え漢書に

〇四聲

四聲をとゝのへる事漢字には一字を万福とて前後に錯りて
せうを中分山の傳の口さとりや平仄大目とも和漢に勢ゝ
韻へそゝその發 輕 端 籍のしらせを又は陰陽諸の事ゞ
ちゝくさゝり出来し難し和漢ともに入聲はすへて一のよしあしよう
れは無其事や兔園紙の目録に云 毫緒 使毫 出也 韻
如毫尾讀之と見えたり讀は山形なし尾は去聲之
唐宋の四聲八切韻は宋の周顒ちぐめし作れるなり東尉
記事にもしるせり

和語梵語なるもし

○拾玉集に浮言子みるも假名つくる時は四十七言を出ることなし
梵語よかくらしてちらしる和語よおほししといへり去聖にいふあ
かうこゝしをかなけしといふしそらくみちそしてもうらや
このもとこうゝにあらに云五よりて梵語と同しとしるしもあれ
○悉曇の文字もその多くは悉曇の梵字なりしくるよりと
もいふなり東斎記事云魏孫炎始反切其實出於西
域梵字也宋周顒始作四声切韻とみえたり

○楞海一得に梵語の和語になれるが多し翻訳名義集に摩尼
謂此如意也天台日摩尼者如意也宝珠也と摩尼宝珠といふこ
とや云々宝珠とも云し此珠を得れば求る所はなりとしや
古歌に神のまにまにとあるもまにまに如意の義なれ
ばし日本紀にも如意をまにまにと訓ませけり
今業にもいふ例なるほどし和語の本を和語と梵語
漢語の音相通してのあつたまり字を取ってまた
ぬき合いしはたしいもの和語ならずいふの眼語となり
まを和語となしにてもなかれ梵語の本をしたる所に此道
しらとも

漢音

○類聚國史 百八十七 佛道部 度者 桓武天皇延暦十二年四月
丙子制自今以後年分度者非漢音勿令得度
今案に此文は日本後紀の文なり其紀は今亡脱あり
を類聚に載られしを爰に擧る所なり

○續日本後紀 十三巻 仁明天皇 承和十年六月戊辰參議從三位勲六
等兼越中守朝野朝臣鹿取薨鹿取者元大和國人正六
位上忍海連鷹取之子也叔父從六位上朝野宿祢道長為
子出身延暦十一年自言帰父戸追賜父鷹取姓宿祢即入京
少遊大學頗渉史漢兼知漢音始試音生任相摸博士後登
科為文章生自北景遷遣唐准録事太宰大貳式部録大
大丈左近衛將監等職 下略

○同 十五巻 承和十二年二月丁酉敍位從四位下善道朝臣真
貞卒眞貞右京人也故伊賀守從五位下伊与部連家守之

男廿年十五入学數年之間諸儒共推其才行補得業生大同四年謂試登科（少略）八年遷阿波守是時有識公卿一兩人依　詔旨与諸儒寺修撰令義解真貞亦參其事不赴任叙五年授正五位上明年授従四位下真貞以三礼三傳為業兼能談論但舊来不学漢音不辨字之四声至於教授惣用世俗踏訛之音耳惜在進取不能沈寥（下略）

○同上（十巻）嘉祥三年三月癸卯　帝叡悠聰明苞綜衆藝最耽経史講説不倦能練漢音辨其清濁柱下漆園之説羣書治要之流凡厥百家莫不通覧兼愛文藻善書学

○今案ニ桓武天皇の延暦十二年癸酉ハ唐の徳宗帝の貞元九年ニ當る得度の僧漢音をならはしむへしと仰されたりしかれとも世の人呉音に馴れし故和訓にまかせる漢音をこのまさりけり仁明天皇の承和十年癸亥ハ唐の武宗帝の会昌三年ニ

當り同十二年乙丑ハ同帝の時同（会昌）五年也此のちか嘉祥三年庚午ハ唐の宣宗帝の大中四年ニ當る頃ハこのほか本邦より遣唐使もなくて清来の時の頃ハ漢音ハ呉音ニ當る時の唐音なるし後世の俗音の事し今世俗の唐音（俗に云）韻書之音にいへるもまた漢音呉音とも[illegible]の事とかいふも和訓の音とは本の漢音也其の事の法律にして和漢の二字音呉音を訛る也但本朝は俗間専ら訛の音多しわれわれ音清まつて字を定めし大字はそのかやすからさるにしてはかにも訛ると正しく本邦の音もしくは誤りて漢音にいはれるものにこのあるはそれを和漢の二字を訓とこころの具へ

○又萬葉に漢音とてあるは 二つある古事記の時よりもさて
の名のりして見えず古への漢音は上字にいふなり後世にいふ呉音
のまじはれる也の漢字は呉音に萬葉によりて字音の有るものも
まじりの音はしかるに書の時代によりて分別あらず

○令義解に神祇令凡六月十二月晦日大祓東西文部上祓刀讀祓詞（謂東漢文直西漢文首也）（謂文部漢音可讀者也）訖百官男女聚集祓所中臣宣祓詞卜部為解除

○今案るに義解に漢音にて讀むとあるは古祓の祝詞は東文忌
て當るは和訓に讀むのを見ては言ふに漢字は漢音
にあらは和訓に讀むものとして呉音とは見えずなれば
呉音漢音と分かれていふ

○漢字音は一（中巻）此音は呉音といふもの呉音は日本に通ひ来たる
入唐の後は呉音と云ふ名の声を伝へて漢文を呉音に讀
むるに漢音にありて ○今此音の理を論ずるに漢音にも
いへ

○菓に漢字はしも漢字に漢呉音の相音を用ゐるなるも
漢字の一向に呉音に三部漢を漢音にして呉音にし讀
文學者は萬葉呉漢音を用
漢籍の人は專ら漢字を讀むに唐の讀む
音を用ゐるなれば呉音は唐
江漢揚等上執事此世以英雄之人稱右流左死
かくしたれども右漢呉音は左なく漢呉
の音あり呉漢是する也これは右流を呉音を用
いふへの物によりて漢人の言也

○江家次第十七 御読書始事 次尚復稱文 此事不見式并寛
和記、但新儀式、如此亦可用呉音云々、見天暦十年九 記 東宮御書始所
次博士開書讀曰、御注孝經序 漢音 此寛和例也

呉音 漢音
○東雅 ○ 東雅事始 ○ 柔雅 ○ 東雅字原 ○

漢音
○学山録 巻六 藤原明道 皇朝讀文字、有漢音呉音之別、按李涪
利誤云、呉音乖舛、不亦甚乎、上声為去声、去声為上声、
又北夢瑣言云、廣明以前、切韻多用呉音、而清青之字
不必分、唐李浩改切韻全刊呉音、當方進而聞於掌相
僉許之、無何巣寇犯闕、因而寢止、于今無人敢以声
韻措懷也、然曾也韻銓、鄙駁切韻、改正呉音、乖甚叢
當又纂字志云、揚州鎮江府雜呉夏語、首據此等
說則唐時用呉音、而傳於皇朝者也、亦可謂之矣、泊
如谷響集云、呉國比丘尼来者、渡海到對馬州、尼精
佛經、我國之人初從尼習讀、以尼呉人、故傳呉音、呉音
卿對馬音由此也、此說未知其果然否、 或人謂余云
今御注門延暦十七年格云、諸讀書出身等、皆令讀漢

音勿用呉音今業西峯木朝学亰亦據此等説言之

○世の儒者ハ呉音をいやしみてひたすら漢音をのみ音之漢音

蔑みし蔑ミ所ともかくも佛の書也漢音ハ

天子の儒書などにも用ひし漢音の

儒者らもつねに佛書には呉音を用ふることなれは

されとその程度ハ漢籍にハ漢音を用ひ佛書には呉音

專らさしハ經書にも漢音を用ひ經をよむにも呉音を用ひ

ハ漢籍ハ漢音にて呉音の事ハいつも呉音を

のみ本朝にてハかくのことくわかち用ひしまて

○聲音對 沙門天産 答曰昔應神天皇之世、任王仁授經國人者漢

音也 此土亦漢通式在天皇前呉名曰 欽明天皇世有法明始誦者其音也而

時而後使臣学於夏、語師傳余其音韻呉漢至今不移 略

對曰 中略 仁明天皇能練漢音朝野翕然取知漢音亦是也

呉音曰言者乃江左音也 桓武天皇勅禁之是也 尚史取此故

謬之然則王仁法明傳自百濟者明非呉漢也、

撥音

撥音やとかく例にあやつる、など

ここをいやしめ例の儒者京師をつくり説語をつくりおこ

ちからのつくる撥音ハ音之轉册漢ニ牛神

孝子假然無

遠問聞撥音書亦必就手語としてつくる事也

○弟子讀數之如訓詁則當從古經とあるにみえ此之子讀書
未復把近代解說廣音訓數之も見えし所謂古來ある
はのもとことのなど古での先人達の流をあらためたるよし

僧習漢音事

○僧尼令集解題下注云 准十二律定度者之數分業勸
催共令競学仍須各依本業疏讀法華金光明二
部經漢音及訓經論之中問大義通五以上者乃聽
得度縦如一一業中無及第者闕除其分當年度
寮省僧綱相對案記行有其人後年重度遂不得
令彼此相奪廢絶其業若有習義殊高勿限漢音
受戒之後皆令先必讀誦二部戒本諳案一卷羯磨四
分律鈔更試十二條本業十條戒律二條通七以上者依次差
任立義複講及諸國講師雖通本業不習戒業者不聽任
用自今以後永為恒例云々

三音讀経　傳流ニ云ク

○選擇通流抄三　弁阿上人ニ讀誦正行通讀三部経別讀弥陀経依之法然上人長日阿弥陀経三巻讀呉音唐音和音也

讀経三音

○選擇通流抄三　弁阿上人ニ讀誦正行通讀三部経別讀阿弥陀経依之法然上人長日阿弥陀経三巻讀呉音唐音和音也

今案するに いふ唐音とは [illegible]
南無阿弥陀仏 [illegible]
[illegible]
[illegible]

五音解

○丹鉛録、宋白曰合口通音謂宮其音雄〻洪〻然、開口吐声謂之商其音鏘〻倉〻然張牙湧脣謂之角其音渥〻確〻然齒合脣開謂之徴其音倚〻巇〻然、齒開脣聚謂之羽其音詡〻吁〻然、

音韻古今　郷音叶詩

○丹鉛録、大凡作古文賦頌當用呉才老古韻、作近代詩詞當用沈約韻、近世有倔強好異者既不用古韻又不屑用今韻惟取口吻之便郷音之叶而著之詩章良為後人一咲資耳

切韻

○鄭漁仲曰切韻之學起自西域舊所傳十四字貫一切音文有西音博謂之婆羅門書然猶未也其後又得三十六字母而音韻之道始備中華之韻只得四声、然有声有音声為經音為緯平上去入者四声也其體縱故為經宮商角徴羽半徴半商者七音也其體横故為緯經緯錯綜然後成文

西土訛音

○輟耕録三十 雀剣字訛、梅古官制、取義皆有所主非従名也

後世或訛其音者有矣、音雖訛而義則不訛こし 中略 今人

但見讀僕射之射作神夜反、尚書之尚作時亮反、洗馬之洗

作先見反、便非哂之、不究其義故也こし

○今案僕射尚書洗馬之讀は訛をもつて正言に係る

[illegible]

切韻

○楊升菴升菴外集 卷二十六 七始訴、漢書律暦志引古文尚書予欲聞六律五

声八音七始詠以出納五言、今文七始訴作在治忽、史記作來始滑、椽漢郊祀歌

七始華始粛倡和声、而以今文在治忽近於傅會、以予考之、此言声律

音韻是一類事、但漢書注不注七始之義、今之切韻宮商角徴羽之

外又有半商半徴、蓋以舌歯喉唇之外有深喉淺喉二音、此即

所謂七始訴、訴即韻也、訴簡韻、古七始訴夾始、蓋古文七作泰、泰与

夾相近而誤、誤可駭、史氏之説為是、由此言之、切韻之法自舜世已然、

不起於西域胡僧、又可知矣、特表出之、孟棨之七始者天地四時人也

此從乃臆説之言

音韻学
○古今原始黄蔵十 南北朝梁音韻之学自沈約為四声及天
竺梵学入中国為反切字、其学漸密○音韻始于沈約切
字始于西域
反切四声切韻
○東斎記事 魏孫炎始反切其実出於西域梵字也宋周
顒始作四声切韻
納言
沈存中筆談云也又類冊涙ホ七巻ヨリ納言の事あり
沈存中筆談のことなし

韻書
○南鄭文集罵篇 巻九寺本哲言知云上大書
藏寒々方列伏惟道候静嘉幸甚爾而借覧慧琳音義
仰庇寫目、渉略終業世諦家同己未曽有宋前嘗御閲
昴法門中再復希世今宋有人別刊博施想是一大功徳
也近按宋也書目有蔵経音義云未詳撰人分四声以類相
従蜀中印本也有是而已琳音無載因又捜宋唐藝文志此
目不見一切経音義一百巻可謂洪冊矣何故遺脱則今之存
此不有可珍焉于且此中引證書名四目未逮者相折視之
通考所不載蓋五十有餘家又方渉尋隋唐二志所有猶脱
什三昴所有劉兆儀礼及公穀注范甯尚書集解劉瓛
易注滝師文選云音義孫子等経何承天纂要訓纂京鴻頻

篇解詁廣蒼通俗文韻英韻詮韻集類略声類韻氏證
俗音文字音義文字典説古今字詁文字集略字指同戯
難字字統省法字苑、桂苑珠叢、古文官書等他言亦無
称引或数書家略抄一二乃若其全蓋有之矣我未之見
也至若人倫亀鏡杜林漢書注劉熙孟子注寫師注方言
集訓音訓訓辞考声音譜韻林韻圃古今正字文字
釋要文字義説歆氏字様群書字要字體字鏡正字辯
惑異名字苑二志絶無其目計是小學家数不能与他
大典爭光日月當時燐火旋息欲然其言則諸雅所不載
頗多矣寧無一二餘瀝可收者哉嘗記深嗔傳石類聚中
有異名苑等某々書引亦吾中古摘傳此類可知而今皆
不可見江師書中秋菅家王刑部尚書集十三家切韻為

一家作東宮切韻而挙文字集略四声字苑桂苑珠叢抄為
声等諸切韻之目今安在哉僕因陋寡聞且未能遊諸名
山遍探名室則究委所秘存亡難經然恐亦當龍々千無
何有之卿而已大抵歴世書尼彼此不免可歎已此書守全
不亦益可珍哉字已上姑且依世諺家所見蓋已如是若夫
法門要旨正義隨珠如拾有無相證想亦當多聊具以供
上人職書之玩爾

音韻

○南齊書　陸厥傳、周顒善識声韻沈約等文皆用宮商以平上去入為四声、以此制韻不可増減世呼為永明體

○宋書　謝靈運傳

○梁書　沈約撰四声譜以為在昔詞人累千載而不寤而獨得胸衿窮其妙旨自謂入神之作高祖雅不好焉帝問周捨曰、何謂四声、捨曰天子聖哲是也然帝竟不遵

○王伯厚曰世謂蒼頡制字孫炎作音沈約撰韻為雅論之始不知書契既造字生其間文字既生音傳其内声音既出韻存其中

梵音

○鄭漁仲曰梵人別音在音不在字華人別字在字不在音故梵書甚簡只是數箇屈曲再差別不多亦不成文理而有無窮之音焉梵有無窮之音而華有無窮之字梵則音有妙義而字無精彩華則字有變通而音無錙銖、

梵書

○鄭夾漈曰、梵人別音在音不在字華人別字在字不在音故梵有無窮之音華有無窮之字梵則音有妙義而字無文采華則字有變通而音無錙銖梵人長於音所得所聞入華人長於文所得所見入、

○我朝ニハ梵人のやうにこまかにきこへ我人ハ律ハ旋律の事也 我朝と天竺とハ言詞の事もことなりてまつ不可思議川ハ我朝ハかなしいやまし

梵音之初

○事楚六帖 上 梵音之初○要集云康僧會有涅槃讃音晋道安之軌範曹植字子建遊魚山聞空中梵音清雅作七轉声、降曲折也

〇王安石進字説表云字雖人之所制本實出于自然以義自然故
仙聖所宅雖殊方異域言音乖離點畫不同譯而通之其義
一也

朝鮮国諺文

朝鮮国世宗荘憲王設諺文廳命申高霊叔舟等製
諺文二十八字正音合十三行一行各十二字又有九字旁音以
旁音反合於正音而變通曲折無處不合天下万国語言
文字所不能記者悉可譯而通之矣

〇清文ハ国ノ制字ニテ元モ旁音九字正音一百四十二字アリ
字体ハ梵字ヲ倣シ作レルモノ也満文モ又蒙古字ヲ
モ又別ニ五ツアリ

〇満文　雑字也　蒙古字

〇三朝實録　太祖紀一

上以蒙古字集為国語頒行（人名也）額尔徳尼榜式噶蓋札尔
固斉辞曰蒙古文字臣等習而知之相傳久矣未不能
更製也上曰漢人讀漢字凡習漢字与未習漢字者
皆知之蒙古人讀蒙古字雖未習蒙古字者亦皆知之
今我国之語必訳為蒙古語讀之則未習蒙古語者
不能知也如何以我国之語製字為難反以習他国之
語為易耶額尓徳尼榜式噶蓋札尓固斉對曰以我
国語製字為善但編輯之法臣等未明故難耳上曰
阿字下合一瑪字非阿麻乎額字下合一墨字非額

墨天吾籌此已悉爾等試書之何為不可於是上
獨斷將蒙古字編為國語創立滿文頒國中滿文
傳布自此始

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan